

# 青森県報

第三千七百九十二号

平成二十六年  
一月十四日  
(火曜日)

## 目次

### 告 示

廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定……………(環境政策課) ……一  
 保安林の指定予定……………(林政課) ……一

### 公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………(総務学事課) ……二  
 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……二  
 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……二  
 右 同……………(同) ……三  
 右 同……………(同) ……四  
 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表……………(水産振興課) ……五  
 出先機関……………(西北地域) ……八  
 土地改良区の定款変更の認可……………(県民局) ……八

## 告 示

### 青森県告示第十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定

するので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十六年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	埋 立 地 の 区 分	指 定 区 域
深浦町赤坂ごみ最終処分場跡地	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第十三条の二第三号イ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第十二条の三十一第二号	西津軽郡深浦町大字岩崎字西岩崎山二の六の一部、二の一、二の二

### 青森県告示第十六号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十六年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所  
西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字榊原一三三の一四、字榊原上野二〇八の二四七、二〇八の二五一、二〇八の一三五・二〇八の二四四・二〇八の二四九・二〇八の二七一(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

### (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。( )

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成二十五年十月から同年十二月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成二十六年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十五年十二月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人津軽半島観光アテンド推進協議会

三 代表者の氏名

小枝 美知子

四 主たる事務所の所在地

五所川原市字大町三九

五 定款に記載された目的

この法人は、市民（地域）、企業、行政と連携し津軽半島全地域の情報発信を県内外に行い、地域外からの観光客の誘客を図り、訪れる観光客に対し情報と利便性の提供を行い、地域社会の発展、地域経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン七戸ショッピングセンター

上北郡七戸町字荒熊内六七の九九〇外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	イオンリテール株式会社 青森県青森市美浜区中瀬二丁目五の五 代表取締役 村井正平	変更後	イオンリテール株式会社 青森県青森市美浜区中瀬二丁目五の五 代表取締役 梅本和典	変更年月日	平成 二 五 ・ 三 ・ 一
-----	--	-----	--	-------	----------------------------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	イオンリテール株式会社 青森県青森市美浜区中瀬二丁目五の五 代表取締役 村井正平	変更後	イオンリテール株式会社 青森県青森市美浜区中瀬二丁目五の五 代表取締役 梅本和典	変更年月日	平成 二 五 ・ 三 ・ 一
-----	--	-----	--	-------	----------------------------------

株式会社御菓子のみやきん 上北郡七戸町字七戸三二九の一 代表取締役 宮澤公生	株式会社御菓子のみやきん 上北郡七戸町字七戸三二九の一 代表取締役 宮沢公生	二五・三・一〇
株式会社タツミヤ 東京都八王子市暁町一丁目三三 の二三 代表取締役 指田努	変更無し	
株式会社コックス 東京都中央区日本橋浜町一丁目 二の一 代表取締役 池内清和	変更無し	二四・八・二〇
株式会社パティズ 福島県会津若松市宮町五の一四 代表取締役 齋藤啓一	変更無し	
イオンベイト株式会社 千葉県市川市南八幡四丁目一七 の八 代表取締役 小川明宏	イオンベイト株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 五の一 代表取締役 小川明宏	二四・二・三
株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 六 代表取締役 中山章	株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 六 代表取締役 羽牟秀幸	二四・一〇・一

四 届出年月日

平成二十五年十二月十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び七戸町役場

2 期間

平成二十六年一月十四日から同年五月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、七戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年五月十四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン八戸ショッピングセンター

八戸市田向土地区画整理事業地内五〇街区

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 五の一 代表取締役 村井正平	変更後	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 五の一 代表取締役 梅本和典	変更前	平成 二五・三・一	変更後	年月日 年月日
-----	--	-----	--	-----	--------------	-----	------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	年月日	年月日
-----	-----	-----	-----

イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 五のー 代表取締役 村井正平	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 五のー 代表取締役 梅本和典	平成 二 五 ・ 三 ・ 一
株式会社パティズ 福島県会津若松市宮町五の一四 代表取締役 齋藤啓一	変更無し	

四 届出年月日

平成二十五年十二月十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十六年一月十四日から同年五月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年五月十四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前 ジャスコシティ藤崎 南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目七のー外	変更後 イオン藤崎店 南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目七のー外	平成 二 三 ・ 三 ・ 一
---	--------------------------------------	----------------------------------

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五のー 代表取締役 村井正平	変更後 イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五のー 代表取締役 梅本和典	平成 二 三 ・ 三 ・ 一
---	---	----------------------------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五のー 代表取締役 村井正平	変更後 イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五のー 代表取締役 梅本和典	平成 二 三 ・ 三 ・ 一
変更前 有限会社平安堂薬局 南津軽郡藤崎町大字藤崎字中村井二八のー八 代表取締役 長谷川臣	変更後 有限会社平安堂薬局 南津軽郡藤崎町大字藤崎字中村井二六のー八 代表取締役 長谷川臣	一 六 ・ 五 ・ 四
変更前 株式会社きたえん 青森市浪岡大字浪岡字稲村一六〇の八 代表取締役 大崎勢恵子	変更無し	

株式会社富士メガネ 北海道札幌市中央区南二条西四丁目七 代表取締役 金井昭雄	変更無し	
株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	変更無し	
株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六 代表取締役 中山章	株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六 代表取締役 羽牟秀幸	二四・一〇・一
有限会社エフ 三戸郡五戸町大字上市川字石吞四一の六 代表取締役 佐々木千尋		二四・一・一〇
有限会社ほわいとあつぷる 弘前市大字駅前二丁目一の一七 代表取締役 小笠原新一	有限会社ほわいとあつぷる 弘前市大字駅前二丁目二の一 代表取締役 小笠原新一	一八・五・四
株式会社エフアンドエフ 八戸市江陽二丁目一四の一 代表取締役 佐々木幸恵		二四・二・三

四 届出年月日

平成二十五年十二月十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び藤崎町役場

2 期間

平成二十六年一月十四日から同年五月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、藤崎町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年五月十四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成二十五年三月十五日公表）の全部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

平成二十六年一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

#### 第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- 1 本県の水産業は、平成23年において、生産量が16万トンで全国第7位、生産額が44.6億円で全国第8位と全国でも上位の漁獲実績を誇っており、漁業就業者数は平成20年現在において1万1千人となっている。また、遠洋漁業及び沖合漁業の基地として発展してきた八戸市を中心として水産加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域において水産業は中核的な産業となっている。  
このように、水産業は本県にとって極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- 2 本県は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を囲まれるとともに、大型内湾である陸奥湾を有していることから、我が国有数の漁場が形成されている。  
一方で、本県海域の海洋生物資源については、一部で低水準、減少傾向にある。  
今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの確かな対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。
- 3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚ひらめの資源が着実に増加しているなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、より一層の適切な海洋生物資源の保存及び管理により水産物の生産を更に安定的で持続的なものとするため、国の基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の本県の数量について、適切な管理措置を講じることとする。
- 4 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他道県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 5 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 6 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 本県における漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度については、関係漁業者の意見を十分に尊重し、また、他道県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

#### 第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成25年4月～平成26年3月	若干
まあじ	平成25年1月～12月	若干
まいわし	平成25年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成25年7月～平成26年6月	若干
するめいか	平成25年1月～12月	若干

2 第1種特定海洋生物資源の平成26年の知事管理量は、次表のとおりである。

2 第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成26年4月～平成27年3月	(注1)
まあじ	平成26年1月～12月	若干
まいわし	平成26年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成26年7月～平成27年6月	(注1)
するめいか	平成26年1月～12月	若干

(注1) すけとうだら、まさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(注2) まあじ、まいわし及びするめいかについて、数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取り扱い等は以下のとおりとする。

- (1) 数量を明示していない場合は、過去(平成20年～22年(するめいか)については平成21年～23年)。以下同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧が無視できるほど小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。(注) 漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。
- (2) 「若干」としている場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する漁獲圧が小さいと認められる場合であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

第3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業及びさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めらるることとする。

【まあじ】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めらるることとする。

【まいわし】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めらるることとする。

【まさば及びごまさば】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めらるることとする。

【するめいか】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、絵トン数5トン未満の動力漁船による小型いかつり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。なお、上記の漁業については規則に基づき漁獲実績の報告を求めらるることとする。

第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、本県に定められた量に関する事項

平成26年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	小型機船底びき網漁業(うち手繰り網漁業)第1種漁業)	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以东の青森県地先水面	平成26年5月1日から平成26年6月30日まで	388

(注) 小型機船底びき網漁業(うち手繰り網漁業)とは漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林省令第6号)第1条第1項第1号に規定する種類のものをいう。

第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成26年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	機船手繰り網漁業(かけまわし漁業)	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以东の青森県地先水面	平成26年5月1日から平成26年6月30日まで	388

(注) 機船手繰り網漁業(かけまわし漁業)とは青森県海面漁業調整規則第6条に規定する種類のものをいう。

第6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【さめがれい】  
太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るために、「青森県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進する。  
また、規則に基づき漁獲努力量の報告を求めらるることとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取り組みを進めるとともに、生息環境の保全に努めるものとする。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、西津軽土地改良区の定款の変更を平成二十五年十二月二十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十六年一月十四日

西北地域県民局長 藤 岡 正 昭

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号 青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭